

様式 7

電子複写機による複写サービスの供給に関する契約書

公立大学法人福島県立医科大学(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、下記の条項により電子複写機(以下「複写機」という。)による複写サービスの供給に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品(用紙を除く複写機稼働に必要な消耗品とする。以下「消耗品」という。)を円滑に供給することを目的とする。

(契約の内容)

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、別紙1 複写サービス仕様書に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

(履行期間)

第3条 この契約の履行期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。ただし、翌年度以降この契約に係る甲の予算の減額又は削除があった場合、甲は、契約の全部又は一部を解約できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、甲は、これによって生じた乙の損害については、甲、乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(複写サービス料金の単価)

第5条 複写サービス料金(用紙代は除く。以下同じ。)の片面1枚当たりの単価は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

機種区分	単価
	モノクロ 円、カラー 円

2 前項の単価について経済情勢の著しい変動及びその他やむを得ない事由により改定を要するときは、改定の1か月前までに甲、乙協議して定める。

(複写サービス料金の請求)

第6条 乙は毎月末日において甲の職員の確認を受けて、複写サービス利用枚数を算出し、当該枚数に単価を乗じて得た金額(円未満切捨て)に消費税及び地方消費税を加えた金額を、翌月5日までに甲に請求するものとする。

2 前項の複写サービス利用枚数の算出に当たり、白黒にあっては総複写枚数の2パーセント、カラーにあっては総複写枚数の3パーセントを、乙の責に帰すべき原因による不良の複写(乙が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のため使用した複写を含む。)とみなし、総複写枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げるものとする。

(複写サービス料金の支払)

第7条 甲は、当月分の複写サービス料金について、乙の適正な請求書を受領し、月末締め翌月末に支払うものとする。

2 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ未払い代金に年 2.7%の割合で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（複写機の保守）

第8条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

2 前項の保守を行うために、乙は定期的に係員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

3 複写機が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに係員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

4 乙が実施する作業は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。

（消耗品の取替え等）

第9条 乙は、点検又は甲の通知に基づき、複写品質維持のため乙が必要と認めたときは、消耗品を取り替えるものとする。また、乙は、巡回又は甲の申出によって予備消耗品の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに供給するものとする。

（複写機及び消耗品の所有権）

第10条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。なお、消耗品については、乙所定の保管要領に従うものとする。

2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、複写機の原状を変更するような行為並びに消耗品を他の用途に流用する行為をしてはならない。

（損害賠償）

第11条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

（甲の解除権）

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が明らかに仕様内容の履行ができないと認められるとき。

二 乙が解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約の変更等)

第14条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額又は契約解除部分相当額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる

行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 16 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを複写サービス料金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

- 4 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 1 2 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法 198 条の規定による刑が確定したとき。

- 5 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

ない。

(機密の保持)

第17条 乙は保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(複写機及び消耗品の返還)

第19条 第3条又は第12条の規定によりこの契約が終了した場合、甲は、複写機及び消耗品を速やかに乙に返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、福島地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

(乙)

複写サービス仕様書

○ 設置等について

1 複写機の搬入について

- ① 大学が指定する場所に搬入を行うこと。
- ② 搬入設置に要する費用は設置者の負担とすること。
- ③ 搬入期間は大学が指定する期間内とすること。
- ④ 今回の搬入に伴い現在使用している複写機(買取分)を下取りに出す場合、契約業者が責任を持って適法に処分すること。
また、その際発生する運搬費用等、引取りにかかる費用についても負担すること。
- ⑤ 入札後、速やかに機器設置場所の担当者と搬入日程について打ち合わせを行うこと。
この際、搬入機器の設置スペースの確保について、十分説明の上確認すること。
なお、既存機の搬出業者と新機器の搬入業者は、機器の入替をスムーズに行えるよう調整すること。

2 複写機の各種設定について

- ① 大学が指定する期間内に設置を行い、動作確認を行うこと。
- ② 複写機のネットワーク接続を行うこと。
- ③ ネットワーク設定については別途指示により行うものとすること。
- ④ ファクシミリ機能を有する機種にあっては、大学の指定する短縮ダイヤルを設定すること。
- ⑤ 管理者ID・パスワード及び認証機能の設定を行うこと。また、パスワードの設定を職員自ら変更できるよう簡易なマニュアルを提出すること(複合機1台に対し1セット以上用意し、1つのファイルにまとめて提出すること)。
- ⑥ 財務会計システム(Citrix XenApp)に対応するよう設定すること。

3 パソコン側のドライバ、ユーティリティソフト及びインストール・設定マニュアルについて

- ① ドライバ、ユーティリティソフト及びインストール・設定マニュアルを提出すること。(複合機1台に対し1セット以上用意し、1つのファイルにまとめて提出のこと。)
- ② ドライバ及びユーティリティソフトのインストール・設定については、原則として設置場所の職員が行うこととするが、要望に応じ、指導・助言を随時実施すること。
- ③ スキャナについては、要望に応じ、指導・助言を随時実施すること。
- ④ Windows及び指定MACに対応すること。
- ⑤ 学校会計システム(Citrix XenApp)ドライバのサーバへのインストールには、企画財務課財務経理係の学校会計システム担当者と日程調整を行うこと。

○ 保守等について

1 機器の整備・保守について

- ① 障害が発生した場合は、通報等による認知後、原則2時間以内に修理に着手すること。
また、修理では対応できない障害については大学と協議の上、必要と判断されるときは機器の交換等適切な対応を図ること。
なお、営業所の移転及び年末年始・お盆休み等により連絡先が変更となる場合は、機器設置場所の職員に遺漏なく周知すること。
- ② 保守作業を行った場合は、任意の保守点検様式により結果を報告すること。
なお、報告項目は、作業着手時間、作業終了時間及び作業内容の3項目を必須とすること。
- ③ 操作方法について質問に応じること。
- ④ 一般公衆回線を利用したオンライン保守・点検サービスによる場合は、大学に協議す

ること。

- ⑤ コピーカード読取装置は保守対象とすること。

なお、搬入設置時のコピーカードの費用は設置者が負担することとし、毀損・紛失による再発行費用及び追加分の発行費用は、設置場所の講座等が負担すること。

- 2 使用状況の報告

設置場所、複写機、コピーカードごとの利用枚数及び料金等について、毎月報告すること。

- 3 撤去時のデータ消去

設置者は設置者の負担により、撤去時に複写機内のHDDの残存データの消去を確実に実施するとともに、その結果を報告すること。

- 4 トナーカートリッジの回収

① トナーカートリッジは、その使用状況及び予備のカートリッジの状況により、随時納入すること。

② 使用済みのカートリッジは全数回収すること。

なお、回収したカートリッジについてはリサイクルの仕組みがあり、必要に応じてその証明ができること。

- 5 その他

機器の保守等について、大学の要求により適宜対策を講じること。

機種仕様書

機種区分 ※1		A	B	C	D	E	F
		モノクロ	モノクロ	カラー	カラー	カラー	カラー
機種性能	連続複写速度	A430 30枚/分以上	A430 65枚/分以上	A430 黒30枚/分以上 カラー30枚以上	A430 黒45枚/分以上 カラー45枚以上	A430 黒65/分以上 カラー60枚/分以上	A430 黒75/分以上 カラー65枚/分以上
	複写方式	デジタル方式					
	最大原稿サイズ	A3					
	複写サイズ	A3～郵便はがき					
	複写倍率	3段階以上の縮小及び3段階以上の拡大固定倍率、25～400%のズーム機能の両方装備					
	回転コピー・集約印刷	回転コピー・回転縮小コピー機能を備えていること。集約印刷(複数のページを1枚に集約して印刷できる機能)が可能なこと。					
	ページ番号印字機能	コピー時にページ番号が印字可能であること					
	給紙段数	トレイ4段(給紙容量はすべて1段あたり500枚以上)+手差し					
	自動両面機能	装備					
	プリント機能 ※2	使用機種 ※2					
	スキヤ機能 ※3	使用機種 ※3					
	ファクシ機能 ※4	使用機種 ※4					
	自動原稿送り装置	自動両面原稿送り機能付きであること			1パス両面原稿送り機能付きであること		
	後処理	ソート機能装備、ホッチキス使用機種は2箇所以上できること、中綴じ使用機種はA3中綴じができること。					
	カード管理	使用機種は、コピーカード読取装置及びカード50枚を付けること。					
	出力トレイ	ファクシミリ使用機種の場合、2つ以上備えていること					
	電源・最大消費電力	100V、15A、1.5kW以下				100V、20A、2.0kW以下	
低電力設計	一定時間操作しない状態が続いたとき自動的に低電力モードになること						
インターフェイス	使用機種は、イーサネット(100BASE-TX/10BASE-T)対応						
通信プロトコル	使用機種は、TCP/IP						
ネットワーク機能	使用機種は、LAN接続可能であること。 サーバーを必要とせずにネットワーク接続が可能であること(パソコンからネットワーク経由で直接プリントできること、Eメールからネットワーク経由でスキヤデータを直接パソコンに送ることができること)。 スキヤデータを個別のパソコンに保存するのではなく、共有ハードディスク(NAS)やファイルサーバ、複合機本体に保存できること。						
対応OS	使用機種は、Windows7以上及び指定Mac						
環境仕様	国際エネルギーステッププログラム基準	適合					
	エコマーク	適合					
	グリーン購入法	適合					
	古紙ヘルパ配合率100%の再生紙・裏面利用紙の使用	対応					
その他	地震対策	地震発生時における電子複写機の移動、転倒防止対策を講ずること(法人財産に損傷を与えないことを条件とする)					

※1 機器は、新造機であること。
※2 プリント機能について PCから直接指示できること。 PC上の操作で両面印刷ができること。 集約印刷(複数のページを1枚に集約して印刷できる機能)が可能なこと。
※3 スキヤ機能について カラーの読み取りに対応していること。 解像度:600dpi/256階調以上 出力フォーマット:TIFF、マルチTIFF、PDF メールプロトコル:SMTP ファイル送信:SMB、FTP
※4 ファクシ機能について スーパーG3準拠。 デュアルアクセスが可能なこと。 順次向線機能を有すること。 シャットサイズ受信(回転受信)が可能なこと。 両面送信・両面受信が可能なこと。

複写サービス契約機種及び設置場所

機種区分	機種名	機種番号	設置場所	
			所属名等	室名等

別紙2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければいけない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の請求に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。